

特許権	判決年月日	令和5年3月27日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和4年(行ケ)第10029号		

○ 特許に進歩性、実施可能要件、サポート要件及び明確性要件が認められるとして、これらの要件の非充足を理由に特許を取り消した異議決定を取り消した事例。

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法29条2項、36条4項1号、36条6項1号・2号

(関連する権利番号等) 特許第6721794号

(審決) 異議2021-700030号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「防眩フィルム」とする特許（請求項の数4）を取り消した異議決定に対する取消訴訟である。

特許権者である原告は、特許異議の手続中に特許請求の範囲の訂正を行ったところ、特許庁は、訂正を認め、請求項1ないし4に係る特許を取り消すとの異議決定をした。訂正後の請求項1（本件発明1）は「ヘイズ値が60%以上95%以下の範囲の値であり、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲の値であり、且つ、画素密度が441ppiである有機ELディスプレイの表面に装着した状態において、8ビット階調表示で且つ平均輝度が170階調のグレースケール画像として画像データが得られるように調整したときの前記ディスプレイの輝度分布の標準偏差が、0以上10以下の値である防眩層を備える、防眩フィルム。」であり、請求項2ないし4（本件発明2ないし4、本件発明1ないし4を併せて本件各発明）は、請求項1を直接又は間接に引用するものであった。（ヘイズ値とは、全透過光に対する拡散光の割合をいう。）

2 異議決定は、訂正後の特許が進歩性、実施可能要件、サポート要件及び明確性要件を充足しないとして、特許を取り消したが、本判決は、訂正後の特許は、これらの要件をいずれも充足するとして、異議決定を取り消した。

本判決は、本件各発明の技術的意義について、ディスプレイの表面に装着する防眩フィルムにつき、ギラツキを抑えて防眩性を得るために内部ヘイズを高めると、ディスプレイからの低波長の光が散乱される等により色の再現性が低下することから、内部ヘイズ値を抑制しつつ外部ヘイズ値により全体のヘイズ値を維持し、良好な防眩性を得つつ色の再現性を確保することにある旨認定した。

その上で、本判決は、進歩性に関し、引用例を組み合わせても内部ヘイズ値を20%よりも小さい値とすることを当業者が容易に想到することはできず、内部ヘイズ値が0.5%以上8.0%以下の範囲であるという、本件発明1の構成を当業者が容易に想到することはできないと判断した。そして、本件発明1は引用例又は周知技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとする異議決定の判断は誤りであると判断した。

実施可能要件について、本判決は、当業者であれば、少なくとも第1実施形態により、本件各発明に係る防眩層を過度の試行錯誤なく製造できるものと認められるとし、明細書の記載から、第1実施形態により作成できる防眩フィルムを、第2実施形態や第3実施形態によっても作成できるものと認められると判断した。そして、本件各発明が、発明の詳細な説明に、当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されているということとはできないという異議決定の判断は誤りであると判断した。

サポート要件について、本判決は、明細書の記載により、当業者は、本件各発明がその課題を解決することができるかと理解できること、第1実施形態により本件各発明に係る防眩フィルムを製造できることから、特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合するものと認められると判断した。そして、本件各発明は発明の詳細な説明に記載されたものであるということとはできないという異議決定の判断は誤りであると判断した。

明確性要件について、本判決は、本件各発明における輝度分布の測定に当たり設定可能な条件には、同じ防眩フィルムに関する測定結果が変動せず一定になるように設定すること、ディスプレイのユーザが感じるギラツキとの乖離が著しくならないように、ユーザがギラツキを感じる次数が少ないときに輝度分布の標準偏差が小さくなるように設定すること等の制限があるということができ、当業者であればこれらの制限のもとで合理的な範囲で条件を設定して測定するものと推認されるとし、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮し、また、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、本件特許の特許請求の範囲の請求項1の記載（本件発明1）は、第三者の利益が不当に害されるほどに不明確であるということとはできず、特許を受けようとする発明は明確であり、請求項2ないし4の記載（本件発明2ないし4）も明確であると判断した。そして、本件各発明は明確であるということとはできないという異議決定の判断は誤りであると判断した。